

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和4年1月31日
- 【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)
- 【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Digital Transformation Themes (USD))
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
17億6,960万米ドル(約1,832億円)
- (注1) 上限見込額は、便宜上、デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)クラス P - a c c 投資証券の2020年12月末日現在の1口当たりの純資産価格である176.96米ドルに1,000万口を乗じて算出されている。
- (注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.50円)による。
- (注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月16日に提出した有価証券届出書(2021年4月30日付、2021年6月30日付、2021年8月3日付および2021年8月10日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2022年1月31日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針、投資制限、手数料等及び税金、役員の状況ならびに運用体制等が変更されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

(注)下線または傍線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、すべてのアクティブな投資戦略に適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものであり、ひいてはアクティブ運用を行う投資信託の投資ユニバースを制限するものである。

(中略)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ-デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であると考えられるデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテックおよびヘルステックが考えられる。

サブ・ファンドは、不動産投資信託(以下「不動産投資信託」という。)に補助的に投資することができる。不動産投資信託の投資は、()UCITSもしくはその他のUCI、または()譲渡可能証券の基準を満たす場合に認められる。規制市場に上場されているクローズド・エンド型不動産投資信託は、規制市場に上場されている証券の基準を満たしており、ルクセンブルグ法に基づきサブ・ファンドに許容される投資を構成する。

サブ・ファンドは、そのグローバルな傾向から、多くの外貨に投資しているため、関連する外貨リスクを低減するために、ポートフォリオまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジすることができる。

アクティブ運用されるこのサブ・ファンドは、リスク管理の目的で、MSCI ACワールド(ネット配当金再投資)のベンチマークを用いる。投資運用会社は、証券の選定や投資割合についてベンチマークに拘束されない。サブ・ファンドは、アロケーションやパフォーマンスについてベンチマークから乖離することがある。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用を行うこのサブ・ファンドは、主として世界規模で分散された先進国および新興国の株式およびその他の持分からなるポートフォリオへの投資を希望する投資家に適している。投資家は、サブ・ファンドに投資することにより、グローバル株式市場に参加することを追求し、それに伴うリスクを受け入れる用意があるものとする。

<訂正後>

(前略)

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。

(中略)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であると考えられるデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテックおよびヘルステックが考えられる。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU) 2019/2088第8条(1)に該当する。

ポートフォリオ・マネージャーは、強力な環境および社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて企業を特定するために、UBS ESGコンセンサススコアを用いる。かかるUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社だけからのESGスコアデータに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性を向上させる。UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する企業のパフォーマンス等持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、企業の業務の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、雇用基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、職業安全衛生、製品安全性ならびに贈収賄および腐敗防止ガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドは、以下のESG特性を促進する。

- サブ・ファンドは、そのベンチマークを下回る二酸化炭素排出原単位の加重平均値および/または収益100万米ドルの当たり100トン以下の二酸化炭素排出量の絶対値を達成することを目標としている。
- サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルを有すること、および/または、サステナビリティ・プロファイルを有する企業でベンチマークにおける企業のうち(UBS ESGコンセンサススコアの順で)上位半数に属する企業に資産の最低51%を投資することを目標としている。

算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、不動産投資信託(以下「不動産投資信託」という。)に補助的に投資することができる。不動産投資信託の投資は、() UCITSもしくはその他のUCI、または()譲渡可能証券の基準を満たす場合に認められる。規制市場に上場されているクローズド・エンド型不動産投資信託は、規制市場に上場されている証券の基準を満たしており、ルクセンブルグ法に基づきサブ・ファンドに許容される投資を構成する。

サブ・ファンドは、そのグローバルな傾向から、多くの外貨に投資しているため、関連する外貨リスクを低減するために、ポートフォリオまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジすることができる。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESG特性を計測するため、またESGおよび投資リスク管理ならびにポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI ACワールド(正味配当金再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、そのベンチマークのプロファイルに照らして測定され、その結果は、年1回以上、関連する月次のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。投資戦略および監視プロセスは、商品の環境的または社会的特性が確実に考慮されるようにする。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用を行うこのサブ・ファンドは、主として世界規模で分散された先進国および新興国の株式およびその他の持分からなるポートフォリオならびに環境および/または社会的特性を促進するサブ・ファンドへの投資を希望し、かつ、株式に伴うリスクを進んで受け入れる投資家に適している。

(4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

(中略)

一般的に、以下の要件がトータル・リターン・スワップに適用される。

() トータル・リターン・スワップから得た純リターン100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに戻される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

(中略)

一般的に、以下の要件がトータル・リターン・スワップに適用される。

() トータル・リターン・スワップから得た総リターン100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに戻される。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬(成功報酬を除く。)は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

ルクセンブルグ

(中略)

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

(中略)

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(2)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(7)項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象(同法第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - 中国株・ロング・ショート (米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・ダイナミック (米ドル)

(後略)

<訂正後>

(前略)

ルクセンブルグ

(中略)

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

(中略)

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(2)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(7)項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象(同法第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - 中国株・アンコンストレインド (米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・ダイナミック (米ドル)

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2021年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)	チェアマン	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ガニーニ (Francesca Guagnini)	メンバー・オブ・ザ・ ボード	UBS アセット・マネジメント(UK) リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット・リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント(ドイツ) ゲーエムベーハー、フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイである。

<訂正後>

(2022年1月31日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)	チェアマン	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ガニーニ (Francesca Guagnini)	メンバー・オブ・ザ・ ボード	UBS アセット・マネジメント(UK) リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
<u>ジョゼ・リンダ・デニス</u> (<u>Josée Lynda Denis</u>)	メンバー・オブ・ザ・ ボード	<u>ルクセンブルグ</u> インディペンデント・ディレクター	<u>該当なし</u>
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット・リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント(ドイツ) ゲーエムベーハー、フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイである。

第2 手続等

4 その他

<訂正前>

(前略)

指数提供者

ブルームバーグ・パークレイズ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。BARCLAYS®は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークであり、使用許諾に基づき使用される。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(ブルームバーグ・インデックス・サービシズ・リミテッドを含む。)(総称して、以下「ブルームバーグ」という。)またはブルームバーグのライセンサーは、販売目論見書に記載されるブルームバーグ・パークレイズの指数におけるすべての所有権を有する。

(中略)

ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取るべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

<訂正後>

(前略)

指数提供者

ブルームバーグ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(ブルームバーグ・インデックス・サービシズ・リミテッドを含む。)(総称して、以下「ブルームバーグ」という。)またはブルームバーグのライセンサーは、販売目論見書に記載されるブルームバーグの指数におけるすべての所有権を有する。

(中略)

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

()ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿に記載されているベンチマーク管理者。ベンチマークがEUベンチマーク管理者および第三国ベンチ

マークのESMA登録簿に記載されている管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。

() ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿(この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。)に記載されている、英国の2019年ベンチマーク(変更および移行規定)(EU離脱)規則(以下「英国ベンチマーク規則」という。)に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。

() ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録の申請期限は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取るべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(2) 運用体制

<訂正前>

(前略)

B. 投資運用会社

(中略)

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

(中略)

運用プロセス

- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

コアの強みを融合した投資プロセス

グローバル・ウェルス・マネジメントとアセット・マネジメントの協働アプローチは、このテーマ別ポートフォリオの重要な要素である

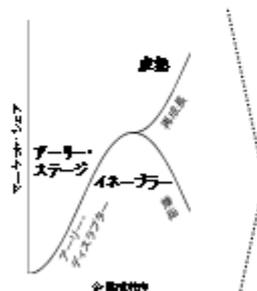
UBSグローバル・ウェルス・マネジメント(GWM)の中心は、投資ユニバースを提供

1. UBS GWMはデジタル・トランスフォーメーションのテーマと株ユニバース(最大600銘柄)を決定
2. テーママッピングのため、追加商品の群を



UBSアセット・マネジメントは、毎週選定し、ポートフォリオを管理

3. 投資チームは、定息されたユニバースおよびそれを拡大して、企業に関するファンダメンタル調査を実施
4. 選定されたポートフォリオおよびリスク管理ツールを用いて、デジタル・トランスフォーメーション・ユニバースに基づいた「ベストアイデア」銘柄のポートフォリオを作成
3. 定息された戦略に従ってポートフォリオを管理しつつ、機会とリスクを探索



ポートフォリオ構築
(約30~40銘柄)

UBS Global Key-Selection
シキャブ・デジタル・トランスフォーメーション・テーマ
(ESFM)

上記は説明の目的でのみ掲載されている。

リスク管理/リスク統制

(後略)

<訂正後>

(前略)

B. 投資運用会社

(中略)

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

(中略)

投資決定プロセス

- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

このアクティブ運用を行うエクイティ戦略は、テーマ、セクターおよび国別に分散された50～80の銘柄にグローバルに投資している。

UBSデジタル・トランスフォーメーションは、我々の日常生活のあらゆる側面に関わるデジタル・トランスフォーメーションおよびイノベーションに伴う著しい成長機会に対するエクスポージャーを提供することを目指す。eコマース、フィンテック、デジタルデータ、セキュリティ・安全性、ヘルステックおよび実現技術などを含む、デジタル化の恩恵を受ける様々な厳選され、特定されたテーマおよび銘柄へのアクセスを提供する。

このプロセスはボトムアップであるが、これらのテーマから利益を得るために適した位置付けにある企業を特定することを目指している。また、デジタル・トランスフォーメーションの最前線で力強い成長を遂げている企業(ただし、これらに限られない。)に対するエクスポージャーを提供し、デジタル・トランスフォーメーションを通じて主導的な地位に復活したより成熟した企業に加え、デジタル・トランスフォーメーションを可能にする基盤技術を販売する企業を特定することを目指している。

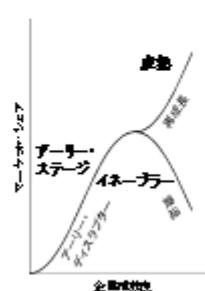
UBSグローバルウェルス・マネジメント(WM)の中心は、投資ユニバースを提供

1. UBS WMはデジタル・トランスフォーメーションのテーマと株式ユニバース(最大800銘柄)を決定
2. テーママッピングのため、追加商品の昇格



UBSアセット・マネジメントは、銘柄選定し、ポートフォリオを管理

3. 投資チームは、特定されたユニバースおよびそれを越えて、企業に関するファンダメンタル調査を実施
4. 特定されたポートフォリオおよびリスク管理ツールを用いて、デジタル・トランスフォーメーションユニバースに基づいた「ベストアイデア」銘柄のポートフォリオを作成
3. 特定された戦略に従ってポートフォリオを管理しつつ、機会とリスクを探索



ポートフォリオ構成
(約10～40銘柄)

UBS Global Key-Selection
on Shareholder Digital Trans-
formation Theme
(KFL)

投資プロセスにおいては、UBS ウェルス・マネジメント(WM)のC I Oリサーチ能力と、UBSアセット・マネジメント(AM)の銘柄選択およびポートフォリオ管理の専門知識を組み合わせる。前者は投資テーマおよびユニバースを定義し、後者は銘柄選択およびポートフォリオ管理を行う。

銘柄選択に関して、UBS AMの投資チームは、4つの次元(すなわち、UBS ESGコンセンサススコア、絶対的ESGリスク、ガバナンスリスクおよび論争)にわたるESGリスクの

特定および監視をサポートする独自のUBSリスク・ダッシュボードを参照しつつ、ESGリスク要因をプロセスに組み込んでいる。

ポートフォリオ・マネージャー、証券アナリストおよびサステナブル・インベストメント・リサーチ&スペシャリスト・チームは、質的洞察によりESGリスク・ダッシュボードを補完するために共同で取り組んでいる。企業リサーチはすべて、エンゲージメント・ノートおよび企業リサーチノートを含む共通リサーチプラットフォーム上で共有されており、これらには、とりわけ企業のサステナビリティ・プロフィールを扱う一連の質問が含まれる。

UBS独自のESGリスク・ダッシュボード

4つの次元にわたりESGリスクを特定および監視する独自の手法

UBS ESG リスク・シグナル

- 社内外の情報源から構築されたコンセンサスコア
- 10,000を超える企業をカバー
- リサーチおよび企業に対するエンゲージメントの優先順位付けのための、明確かつ実用的なシグナル

企業	セクター	ESG リスク・シグナル	ESG リスクスコア			リスク
			UBS ESGコンセンサスコア	環境的ESGリスク	社会的ESGリスク	
A	生命・医療器械	なし	4.0	中	5.2	合格
B	小売・流通業	あり	3.7	中	9.0	合格
D	インターネットプログラム・サービス	あり	6.5	重大	1.5	不合格
D	テクノロジー・ハードウェア、サービス	なし	4.2	中	10.0	監視リスト
E	多様な消費財サービス	あり	2.1	低	5.0	合格
F	ソフトウェア・サービス	なし	9.3	低	10.0	合格
G	燃料	あり	1.6	高	3.0	合格
H	小売・流通業	なし	3.4	高	4.0	監視リスト

リスク管理 / リスク統制

(後略)

2 その他の関係法人の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2021年6月末日現在、5,000万円

(後略)

<訂正後>

(前略)

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2021年12月末日現在、5,165百万円

(後略)

第四部 特別情報

第3 その他

< 訂正前 >

(前略)

交付目論見書の概要

(中略)

投資方針 投資目的	UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類しています。デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資します。
--------------	--

(中略)

その他の費用、 手数料	<p>- 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税(0.05%)を負担します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>- 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合があります。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
----------------	--

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

交付目論見書の概要

(中略)

投資方針 投資目的	デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条(1)に該当します。本サブ・ファンドは、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資します。
--------------	--

(中略)

その他の費用、 手数料	<p>- 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税(0.05%)を負担します。</p> <p>(中略)</p> <p>- 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬(成功報酬を除きます。)は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合があります。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
----------------	--

(後略)